
鳥取市地域福祉推進計画
(鳥取市地域福祉計画・鳥取市地域福祉活動計画)

— (たたき台) —

平成30年10月29日
鳥取市・鳥取市社会福祉協議会

～ 目 次 ～

第1章	計画の策定に当たって	1
【1】	計画策定の趣旨	1
【2】	地域福祉とは	2
【3】	地域福祉に関する国や制度の動き	3
1	改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）の概要	3
2	市町村における包括的な支援体制の整備	4
3	地域共生社会の実現	6
4	高齢者福祉・介護保険制度の動き	7
5	障がい者制度の動き	8
6	子育て支援制度の動き	9
7	生活困窮者自立支援制度の動き	10
8	自死対策の動き	11
第2章	計画の概要	12
1	計画の性格	12
2	根拠法について	12
3	地域福祉計画	13
4	地域福祉活動計画	14
5	一体的な策定	14
6	計画の位置付け	15
7	計画の期間（案）	16
8	計画の策定方法	17
第3章	本市を取り巻く現状	18
1	人口・世帯の状況	18
2	高齢者の状況	22
3	障がい者の状況	23
4	子どもの状況	24
5	地域の状況	25
6	社会福祉協議会の活動状況	26
7	福祉的課題を抱えている人の現状	27
8	犯罪の状況	31
9	自殺者数の推移	32
第4章	本市の現状等からみる地域福祉の課題	33
第5章	施策の展開（仮）	未
第6章	計画の推進	未
資料編		未

第1章 計画の策定に当たって

【1】計画策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少を背景とする少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加や小世帯化などを要因として、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手の高齢化や人材不足など、地域で支え合う力の弱体化が問題となっています。

また、まちづくりの課題や住民のニーズが複雑かつ多様化する中で、子どもや障がい者、高齢者への虐待、孤立死、いじめ、閉じこもり、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような新たな地域課題への対応も見据えて、将来に向けて、誰もがいきいきと生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の制度によるサービスだけでなく、地域の絆によって住民相互が支え合い、助け合う活動が活発に展開されていくことが重要です。

本市では、平成16年3月に「鳥取市地域福祉計画」を策定し、「明日を見つめ、英知を出し合って 心なごむ社会を築こう」を基本理念として地域福祉を推進してきました。特に、地域におけるネットワークのあり方に重点を置き、市民と行政の協働によって地域福祉を進めていくことを目標として、様々な施策に取り組んできました。

一方で、本市においても少子高齢化、小世帯化や一人暮らし高齢者の増加など家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域における助け合う力が徐々に弱まりつつあります。複合的な福祉問題を抱えた世帯、制度の狭間にあって既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題など、新たな福祉課題が生じています。

増大する課題を解決するためには、地域福祉のより一層の推進が必要です。

本市では、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、「鳥取市地域福祉推進計画（鳥取市地域福祉計画・鳥取市地域福祉活動計画）（以下「本計画」という。）」を策定します。

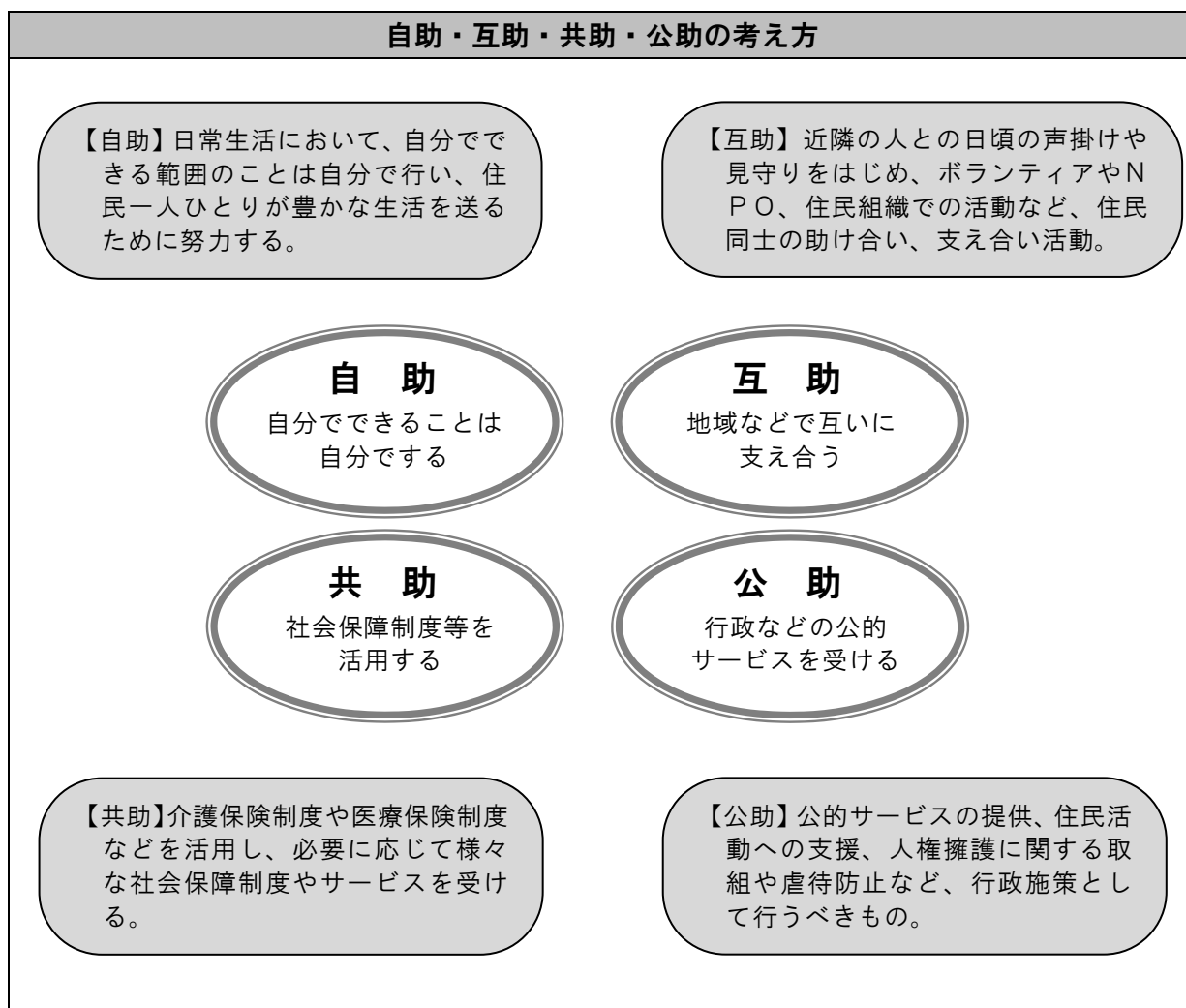
「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である市民などの参画を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、鳥取市社会福祉協議会が主体となって策定する、福祉活動を担う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として位置付けられます。

本市と鳥取市社会福祉協議会では、両者の連携を図り、より効果的に地域福祉を推進するために、両計画を一体的に策定します。

【2】地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障がい者、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことを言います。

そのためには、「日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）」といった、重層的な取組が必要です。



【3】地域福祉に関する国や制度の動き

1 改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）の概要

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）の他、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

包括的な支援体制の整備

第百六条の三 市町村は次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする

社会福祉法（抜粋）

第106条の3第2項に基づく指針については、次の3つの地域づくりの方向性が示されています。

地域づくりの3つの方向性「互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成」

- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

この他、地域福祉に関連する事項として、国では生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）の地域福祉計画への反映、重要な担い手である地区民生委員・児童委員の活動環境の整備を推進することとしています。また、平成28年4月に成立した「成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）」では、市町村は「成年後見制度利用促進計画」の策定が努力義務化されました。

2 市町村における包括的な支援体制の整備

市町村において、改正社会福祉法第106条の3に基づく「包括的な支援体制の整備」が求められる現状と課題及び体制整備の考え方として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ●世帯の複合課題 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」） ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」） ・障がい児の親が高齢化し介護を要する世帯 ・様々な課題が複合して生活が困窮している世帯 ●制度の狭間にある課題 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の対象外、基準外、一時的なケース ●自ら相談に行く力がない <ul style="list-style-type: none"> ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難 ・社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民から見ると「気付いていても何もできない」（見て見ぬふり） ●地域の福祉力の脆弱化 <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や人口減少の進行、自治会・町内会の加入率減少などによる地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化 ●新たな地域課題 <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が必要
体制整備の考え方
<p style="text-align: center;">高齢者 地域包括ケアシステムの構築 地域包括支援センター (高齢者を対象にした相談機関)</p> <p style="text-align: center;">共生型サービス</p> <p style="text-align: center;">障がい者 地域移行・地域生活支援 基幹相談支援センター等 (障がい者を対象にした相談機関)</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者支援</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て家庭 地域子育て支援拠点 子育て世代包括支援センター (子ども・子育て家庭を対象にした相談機関)</p>

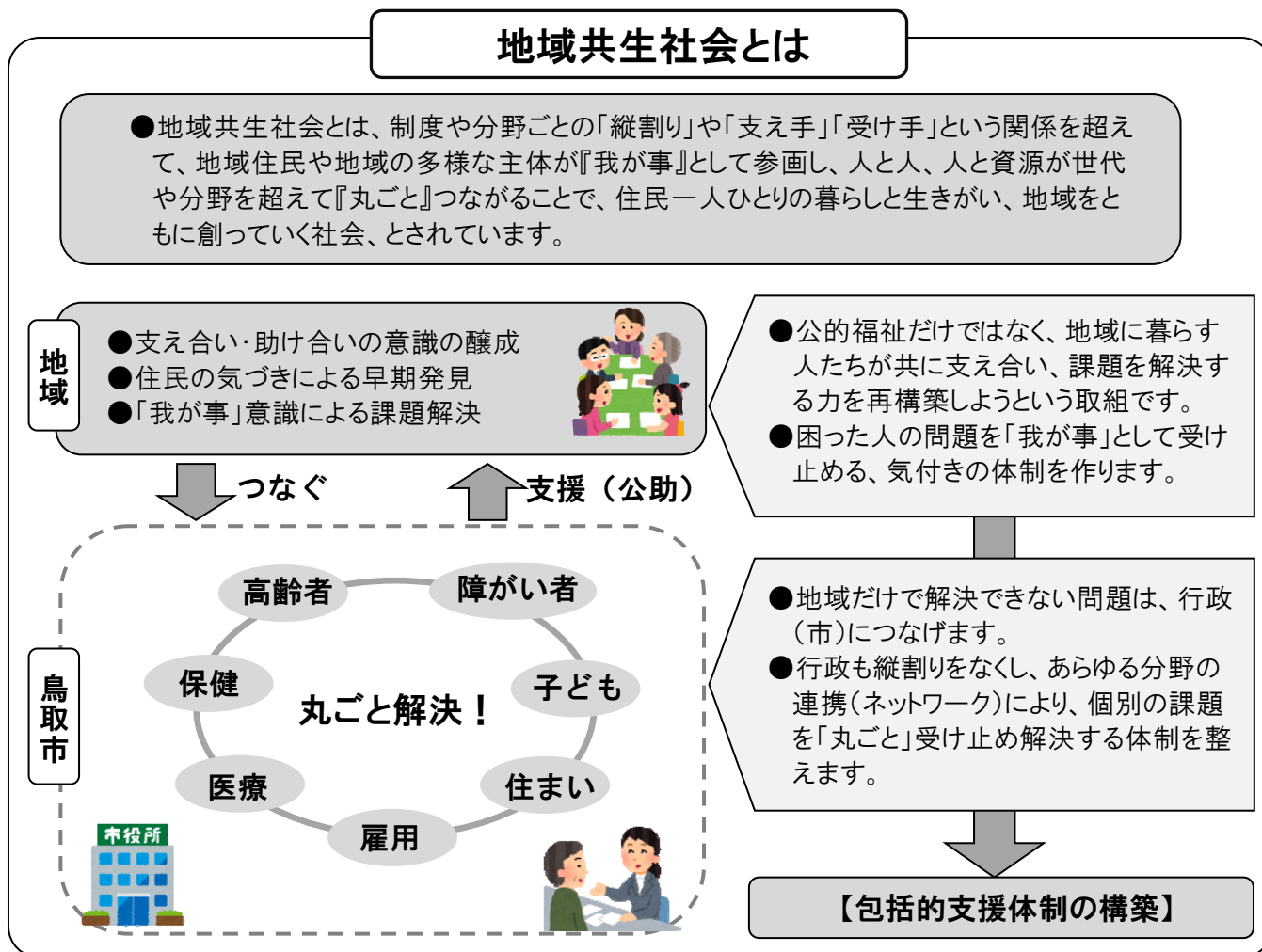
【各制度の変遷】

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
1989	ゴールドプラン ・施設整備量等の整備目標を設定				
1990	福祉8法改正 ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化				
1993					福祉活動参加指針
1994	新ゴールドプラン		エンゼルプラン		
1995		障害者プラン			
1998			新エンゼルプラン		社会福祉基礎構造改革 ・社会福祉サービスの利用方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策
2000	介護保険法施行 ゴールドプラン21				社会福祉事業法等改正
2001			待機児童ゼロ作戦		・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記
2003		改正身体/知的障害者福祉法施行 ・支援費制度開始 「措置」から「契約」による利用者制度の変更	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て応援プラン		・地域福祉計画を位置づけ ・利用者保護のための制度の創設
2005	介護保険制度改正 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設 等	障害者自立支援法 ・3障害(身体・知的・精神)の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化等		自立支援プログラム導入	
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設		子ども・子育て関連三法 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など)		↓ 報告書
2013		障害者総合支援法施行 ・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加		生活保護法改正 ・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化	
2014	医療介護総合確保推進法 [介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設等			生活困窮者自立支援法制定 ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規程	
2015	施行		施行	施行	社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
新たな福祉の提供ビジョン					
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
ニッポン一億総活躍プラン					
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置					

資料：厚生労働省

3 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者、障がい者、子どもなど制度や分野ごとの『縦割り』や、「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、「相互に支え合える」ことを目指して、市民や地域の多様な主体が、あらゆる分野の活動に参画し、それぞれが役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる社会のことをいいます。



4 高齢者福祉・介護保険制度の動き

わが国の高齢化は今後さらに進行し、医療や介護の需要も増大すると見込まれています。こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、限りある社会資源の有効な活用を踏まえ、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、国においては、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる平成37年までに構築することを目指しています。

平成30年度からスタートした第7期介護保険事業は、現制度に沿って進められた地域包括ケアシステムを確立し、具体化させていくための重要な時期とされています。

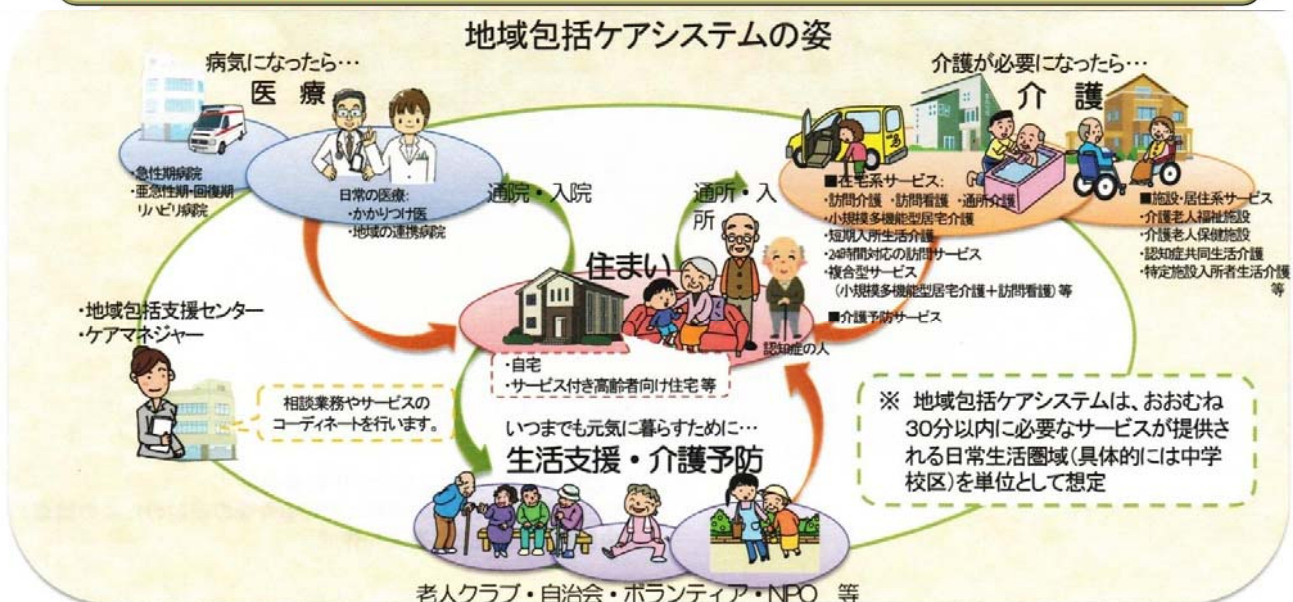
本市の第7期計画においては、「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、地域福祉について市民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの充実を目指す」ことを基本目標として定めています。

全ての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいづくり等も含めた、総合的な保健福祉の向上を図ることに軸足を置いて策定しています。

【資料／地域包括ケアシステムの構築について】

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



資料: 厚生労働省

5 障がい者制度の動き

平成28年5月に成立した「障害者総合支援法」の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

このほか、平成25年6月には「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」の改正（平成28年4月一部施行）や、平成25年6月「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の成立（平成28年4月施行）など、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化しています。

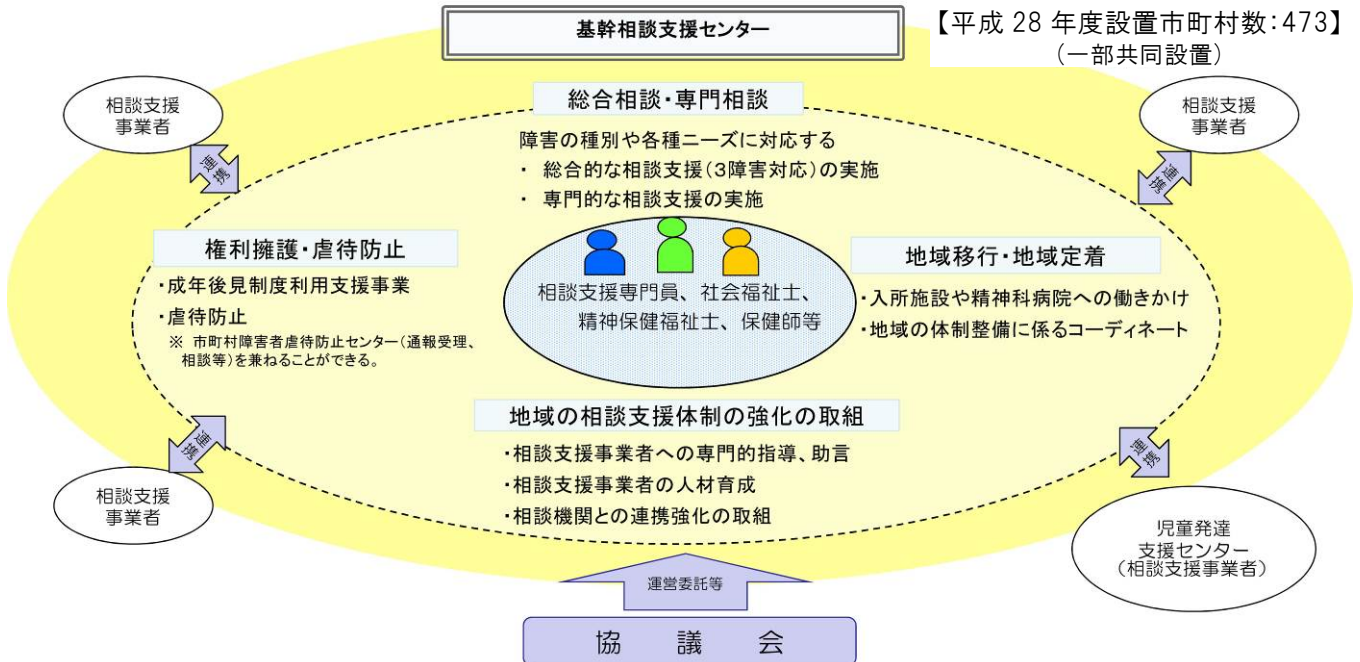
本市においては「鳥取市障がい者計画」及び「第5期鳥取市障がい福祉計画・第1期鳥取市障がい児福祉計画」に基づいて、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等の様々な障がい者支援施策に取り組んでいます。

【資料／基幹相談支援センターの役割のイメージ】

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の实情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



資料：厚生労働省

6 子育て支援制度の動き

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で、子育て支援体制の構築が求められています。

本市においては、平成27年3月に策定した「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」において、「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念とし、親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てをすることができ、本市の未来を担うすべての子どもが明るく健やかに成長できるよう、これまでの子育て支援施策の取組を踏まえ、本市で生まれ育つ全ての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取組の充実に向けて、ふれあい学級（幼児学級）、地域型保育事業の促進等の様々な施策を推進しています。

【資料／子育て世代包括支援センターの全国展開】

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 > 実施市町村数: 296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) > おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。



資料:厚生労働省

7 生活困窮者自立支援制度の動き

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行えていない支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

【資料／生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について】

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知^(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成27年3月27日付け事務連絡)等

- ・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
- ・求職者支援制度の活用
- ・就労訓練事業における適切な労働条件の確保

- ・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

- ・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応
- ・児童養護施設退所後の子どもの支援等

- ・地域住民相互の支え合い等のインフォーマルな支援の創出
- ・地域のネットワーク強化等

地域福祉施策
(社会福祉協議会、民生委員・児童委員、よりそいホットライン等)

住宅施策
(居住支援協議会)

- ・住居に関する課題への連携した対応

子ども・若者育成支援施策
(子ども・若者支援地域協議会等)

- ・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
- ・子ども・若者総合相談センターとの連携

多重債務者対策
(多重債務者相談窓口、法テラス、弁護士会等)

- ・多重債務者に対する専門的な支援との連携

農林水産分野

- ・農林水産分野における就労の場の確保

矯正施設
(保護観察所等)

- ・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供等

生活困窮者自立支援制度
(自立相談支援機関)

生活保護
(福祉事務所)

ひとり親家庭等福祉対策、児童福祉施策
(福祉事務所、児童養護施設等)

障害保健福祉施策
(障害者就業・生活支援センター等)

- ・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応
- ・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用
- ・認定就労訓練事業の担い手確保等

介護保険
(地域包括支援センター等)

- ・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
- ・地域ネットワークの整備等に係る連携等

国民年金保険料免除制度

- ・納付相談に訪れる者のつなぎ
- ・国民年金保険料免除制度の周知等

教育施策
(教育委員会、スクールソーシャルワーカー等)

- ・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
- ・高等学校等の修学支援等

※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については自治体においても引き続きご検討いただきたい。

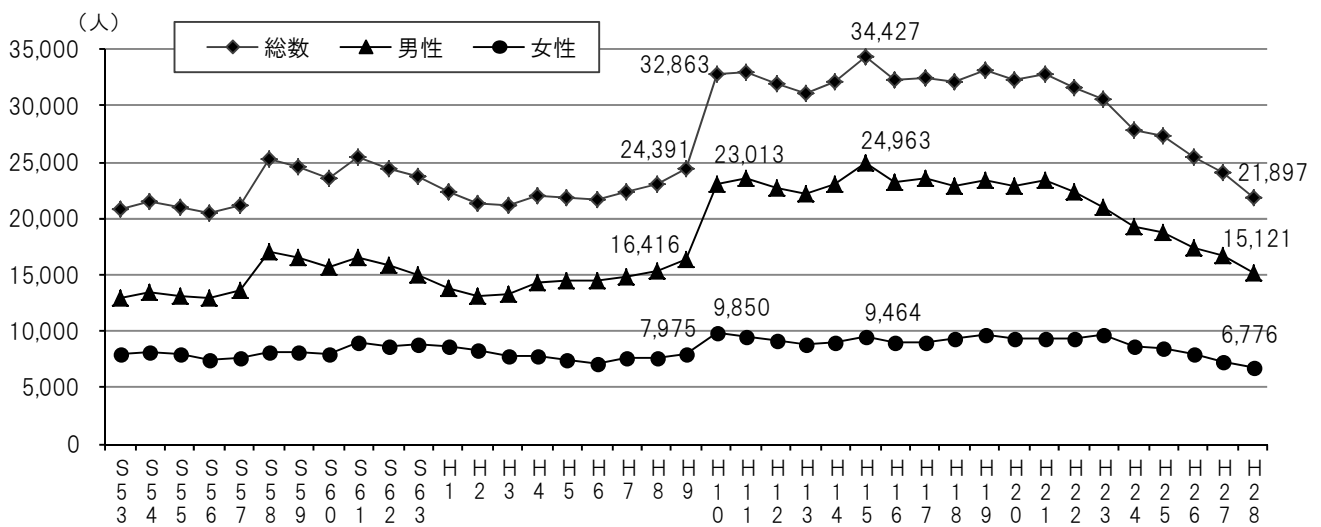
資料：厚生労働省

8 自死対策の動き

日本の年間自死者数は、平成22年以降7年連続で減少し、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、平成28年では2.2万人にまで減少してきています。しかし、依然として自死者数は年間2万人を超えており、人口10万人当たりの自死者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中でも上位となっています。

自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させることを目指して、平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

【自死者数の推移（全国）】



資料：厚生労働省自殺対策推進室
 ※凡例：H28は平成28年を示す。

第2章 計画の概要

1 計画の性格

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」です。

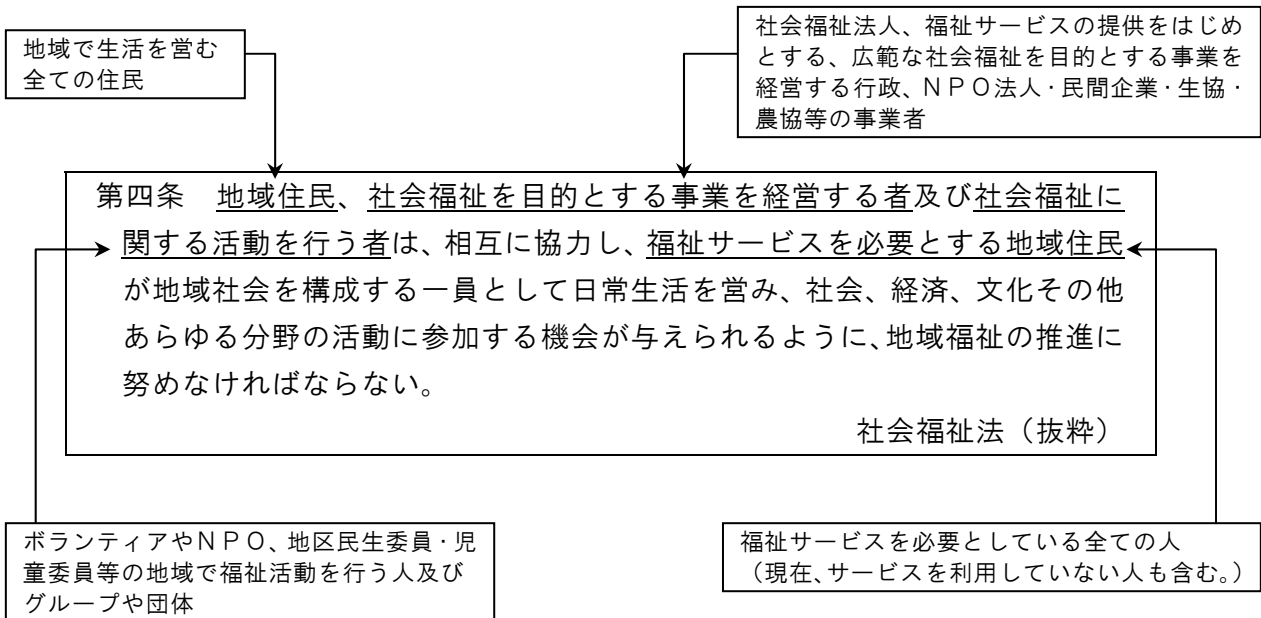
本市では「第10次鳥取市総合計画」に即し、社会福祉法に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本に策定し、他の福祉関連計画との関係について、整合性、関連性を保ち、地域福祉の共通の理念を示す総合的な計画となるものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。社会福祉協議会は、その事業展開において重要な位置を占めることになります。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体、行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要です。

2 根拠法について

「社会福祉法」では、第4条において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。



3 地域福祉計画

地域福祉計画は、本市の将来を見据えた地域福祉のあり方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるもので、地域福祉を推進するための総合的な計画であり、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ計画です。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

4 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取組が明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

また、地域住民や福祉活動の担い手の個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人材育成などが特徴となっています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法（抜粋）

5 一体的な策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠となっています。

本市及び鳥取市社会福祉協議会では、両計画の策定過程の共通化と取組の協働を図り、改めて本市の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、一体的に策定します。

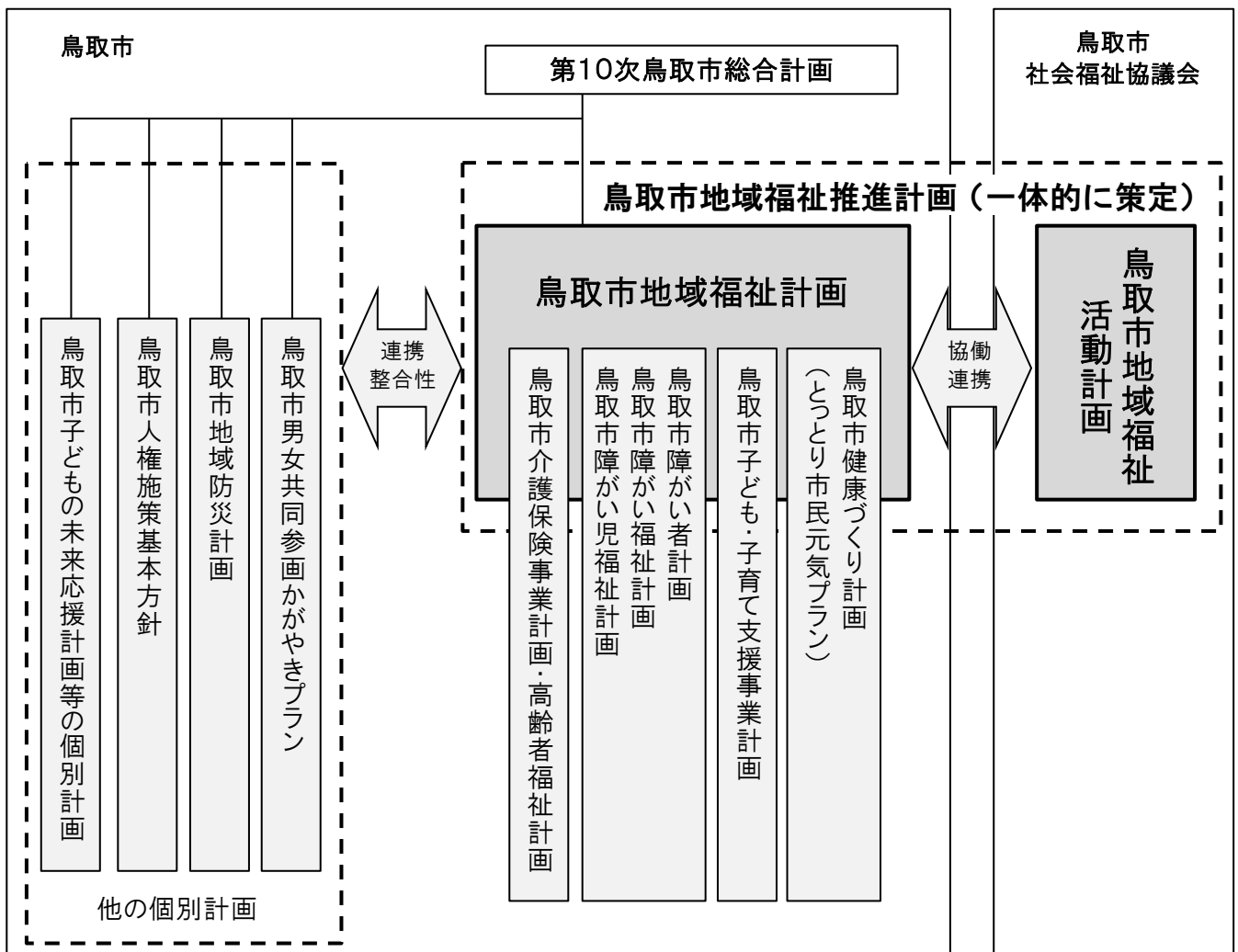
6 計画の位置付け

本計画は、国や県の考え方及び本市の「第10次鳥取市総合計画」を踏まえ、他の部門計画との整合に配慮し、計画の推進に当たっては、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

このため、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「鳥取市障がい者計画及び鳥取市障がい福祉計画・鳥取市障がい児福祉計画」、「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」、「とっとり市民元気プラン（鳥取市健康づくり計画）」「鳥取市自死対策推進計画（仮称）」との整合を図るとともに、「地域福祉計画」と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって「地域福祉計画」の一部とみなします。

また、男女共同参画、防災、人権などの他の個別計画と連携を図るとともに、福祉及び保健分野の個別計画の策定や見直しにおいては、「地域福祉計画」の理念や目標に照らして行うこととします。

【計画の位置付け・他の福祉計画との関係性】



7 計画の期間(案)

旧地域福祉計画は、平成16年度から平成20年度までの5年間の計画としていました。今回策定する地域福祉計画は、介護保険事業計画・高齢者福祉計画などの他の福祉関係の行政計画の計画期間等を踏まえ、平成31年度から平成36年度までの6年間の計画として策定します。

また、計画の進捗状況や地域福祉を巡る社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

【関係計画の計画期間】

計画名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
鳥取市総合計画	第10次基本構想(平成28~37年度)											
	第10次基本計画(平成28~32年度)						第11次基本計画(平成33~38年度)					
	第10次基本構想(平成28~32年度)						第11次基本構想(平成33~37年度)					
鳥取市地域福祉計画 鳥取市地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)						第2次鳥取市地域福祉計画・ 第4次鳥取市地域福祉活動計画 (平成31~36年度)					平成37年度~	
鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画	第6期計画 (平成27~29年度)			第7期計画 (平成30~32年度)			第8期計画 (平成33~35年度)			第9期計画 (平成36~38年度)		
鳥取市障がい者計画 鳥取市障がい福祉計画 鳥取市障がい児福祉計画	基本計画(平成27~35年度)											
	第4期計画 (平成27~29年度)			第5期計画 (平成30~32年度)			第6期計画 (平成33~35年度)			第7期計画 (平成36~38年度)		
				第1期計画 (平成30~32年度)			第2期計画 (平成33~35年度)			第3期計画 (平成36~38年度)		
鳥取市子ども・子育て支援事業計画	支援計画(27~31年度)											
鳥取市健康づくり計画 (とっとり市民元気プラン)						第3期計画(平成28~32年度)			第4期計画(平成33~37年度)			

8 計画の策定方法

(1) 鳥取市地域福祉計画・地域福祉活動計画作成委員会等における審議

計画の策定に当たっては、アンケート調査を通じて市民の意見等を把握するとともに、学識経験者・各種団体や組織の関係者、公募住民などから構成される「鳥取市地域福祉計画・地域福祉活動計画作成委員会」に諮問し、専門的見地から意見をいただきました。

庁内においては、関係各課担当者で内容についての協議を行いました。また、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

(2) アンケート調査の実施

市民の地域福祉に関する意識や現状等を把握し、今後の施策に生かすとともに、結果を本計画に反映するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査の名称	鳥取市地域福祉の推進に関する住民意識調査
調査対象者	18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）
調査数	2,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	2017（平成29）年12月
有効回収数	1,219件
有効回収率	48.8%

(3) グループインタビュー調査の実施

地域福祉関係団体等における地域福祉の実情や問題点、課題や市民ニーズ等を把握し、施策の実施に向けた考え方を得ることを目的として、グループインタビュー調査（座談会形式の小集団面接調査）を実施しました。

グループインタビュー調査とは	
<ul style="list-style-type: none"> ・1グループ6名程度の対象者を呼集し、司会者（モデレーター）の進行によって様々な意見やアイデアを聴取する「定性的な」調査手法です。アンケート調査のように大量のサンプルを集計するものではなく、あくまで政策上のヒントやキーワードなど意識的側面を深掘りする調査です。 	

調査の対象	地域福祉関係団体及び行政関係の関連部署 （地域活動団体、高齢者福祉活動団体、障がい者福祉活動団体、子育て支援団体など、幅広い分野から呼集）
調査人	3グループ合計18名 （Aグループ6名、Bグループ7名、Cグループ5名）
調査期日	平成30年7月3日（火）
調査の実施場所	駅南庁舎地下第1会議室

第3章 本市を取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口及び地域別人口

本市の人口は、平成30年6月末日現在188,687人であり、平成25年から約5,300人の減少となっており、近年、緩やかに人口の減少が進行しています。

また、1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成25年の2.50人から平成30年で2.36人となっており、本市でも小家族化傾向がうかがえます。

地域別でみると、人口は鳥取地域が最も多く約146,700人、世帯数は約63,700世帯となっています。世帯人員は、鳥取地域が2.30人と最も少なく、南部地域では2.68人と多くなっています。

人口を平成25年から平成30年までの推移でみると、南部地域及び西部地域で減少が目立っています。一方、世帯数は、鳥取地域及び東部地域で増加しています。

【人口・世帯数の推移】

	平成25年			平成30年			人口 増減率 (%)	世帯数 増減率 (%)
	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員		
鳥取市全体	194,012	77,670	2.50	188,687	79,875	2.36	-2.7	2.8
鳥取地域	148,714	61,752	2.41	146,684	63,732	2.30	-1.4	3.2
旧鳥取市	148,714	61,752	2.41	146,684	63,732	2.30	-1.4	3.2
東部地域	11,793	4,215	2.80	11,370	4,373	2.60	-3.6	3.7
旧国府町	8,663	3,194	2.71	8,412	3,336	2.52	-2.9	4.4
旧福部村	3,130	1,021	3.07	2,958	1,037	2.85	-5.5	1.6
南部地域	13,524	4,555	2.97	12,319	4,597	2.68	-8.9	0.9
旧河原町	7,519	2,459	3.06	6,920	2,506	2.76	-8.0	1.9
旧用瀬町	3,745	1,292	2.90	3,479	1,308	2.66	-7.1	1.2
旧佐治村	2,260	804	2.81	1,920	783	2.45	-15.0	-2.6
西部地域	19,981	7,148	2.80	18,314	7,173	2.55	-8.3	0.3
旧気高町	9,105	3,237	2.81	8,649	3,327	2.60	-5.0	2.8
旧鹿野町	4,070	1,439	2.83	3,669	1,430	2.57	-9.9	-0.6
旧青谷町	6,806	2,472	2.75	5,996	2,416	2.48	-11.9	-2.3

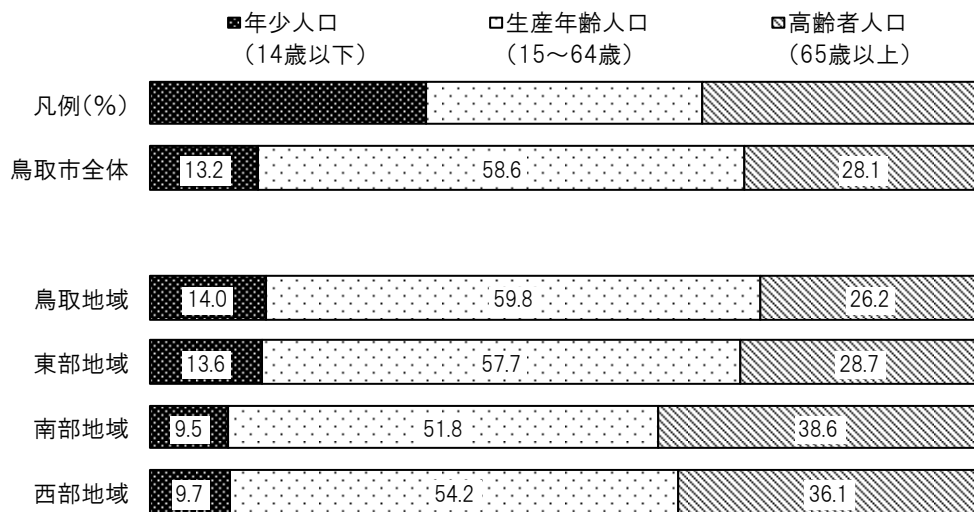
注：増減率は、平成25年を基準とした場合の平成30年の割合を示す。

資料：住民基本台帳(各年6月末日現在)(外国人を含む。)

(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口構成をみると、平成30年では年少人口(14歳以下)の割合が13.2%、生産年齢人口(15~64歳)が58.6%、高齢者人口(65歳以上)が28.1%となっています。また、南部地域及び西部地域では、他の地域に比べて年少人口が少なく高齢者人口が多い、少子高齢化の進行がうかがえます。

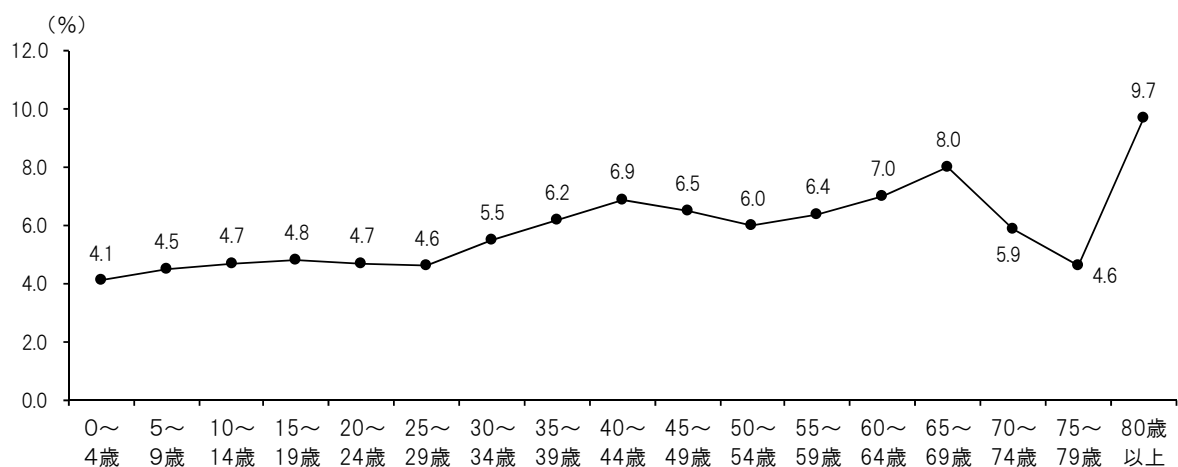
【年齢3区分別人口構成比】



資料:住民基本台帳(平成30年6月末現在)(外国人を含む。)

年齢を5歳階級別でみると、60歳代後半のいわゆる「団塊の世代」が多くなっており、次いで40歳代前半のいわゆる「団塊ジュニア世代」が多くなっています。また、80歳以上は9.7%と最も多くなっています。

【年齢5歳階級別人口(鳥取市全体)】

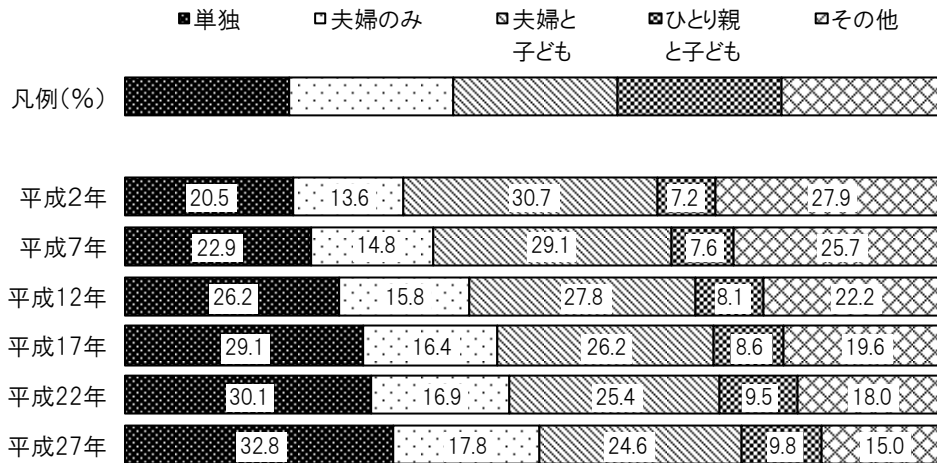


資料:住民基本台帳(平成30年6月末現在)(外国人を含む。)

(3) 世帯類型別構成比

世帯構成について、平成2年から平成27年までの推移で見ると、「単独」や「夫婦のみ」は増加傾向にあります。一方、「夫婦と子ども」は減少傾向にあります。また、「ひとり親と子ども」は緩やかに増加しています。

【世帯類型別構成比】

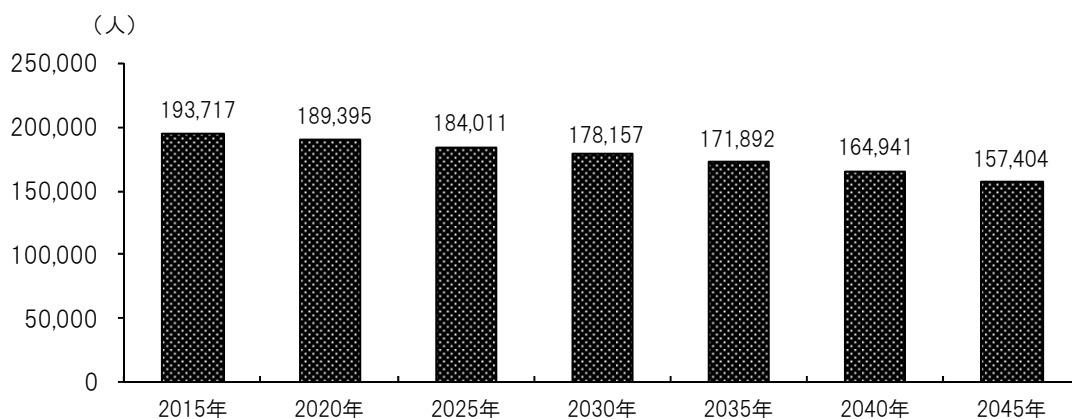


資料: 子ども家庭課

(4) 総人口の将来推計

本市の人口動向については、減少で推移すると予測されており、団塊世代が75歳以上に移行する2025年では、2015年に比べ約9,706人減少すると予測されています。

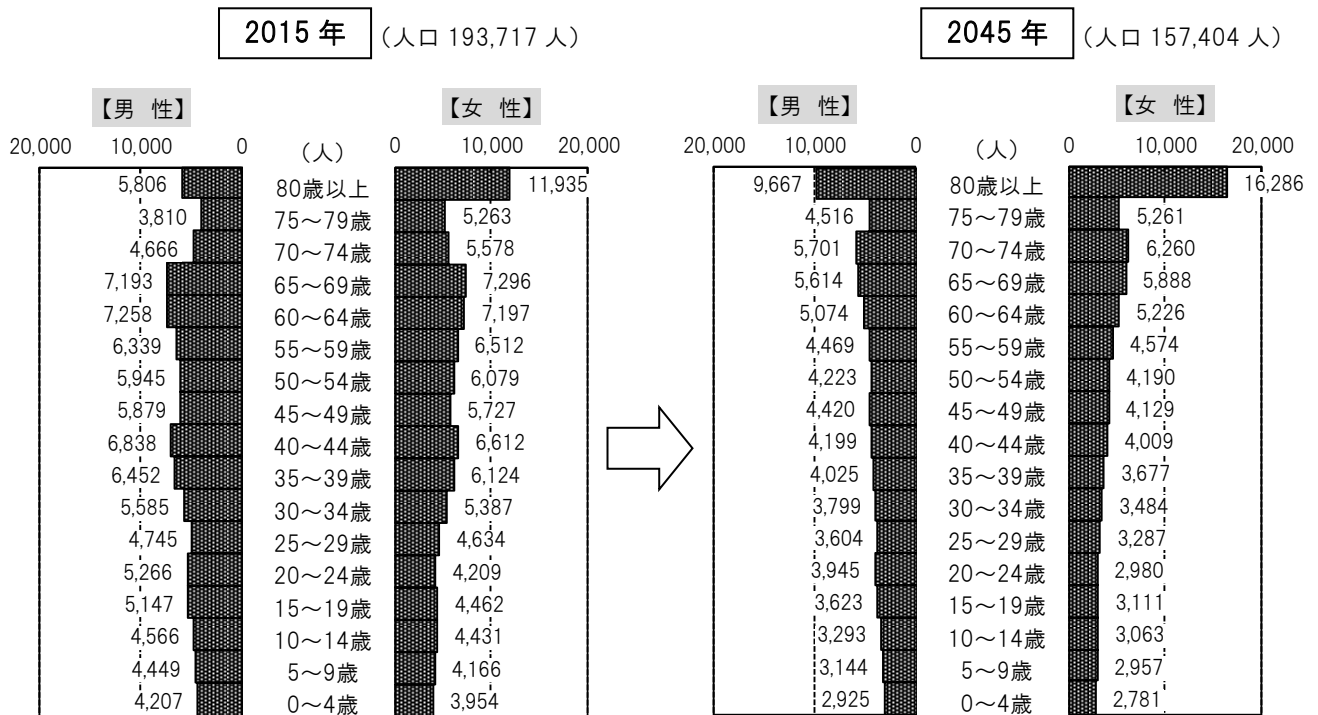
【鳥取市の将来推計人口】



注: 指数は、2015年を基準とした場合の割合を示す。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成30年推計)

2015年と30年後の2045年における、本市の性・年齢別人口構成（人口ピラミッド）の変遷をみると、2045年では、団塊の世代が90歳以上となることから、男女ともに全ての世代の中で80歳以上が最も多くなっています。また、2015年に人口のボリュームゾーンであった40歳代の団塊ジュニア世代は、2045年には70歳代となり、もう一つのボリュームゾーンになると推計されます。



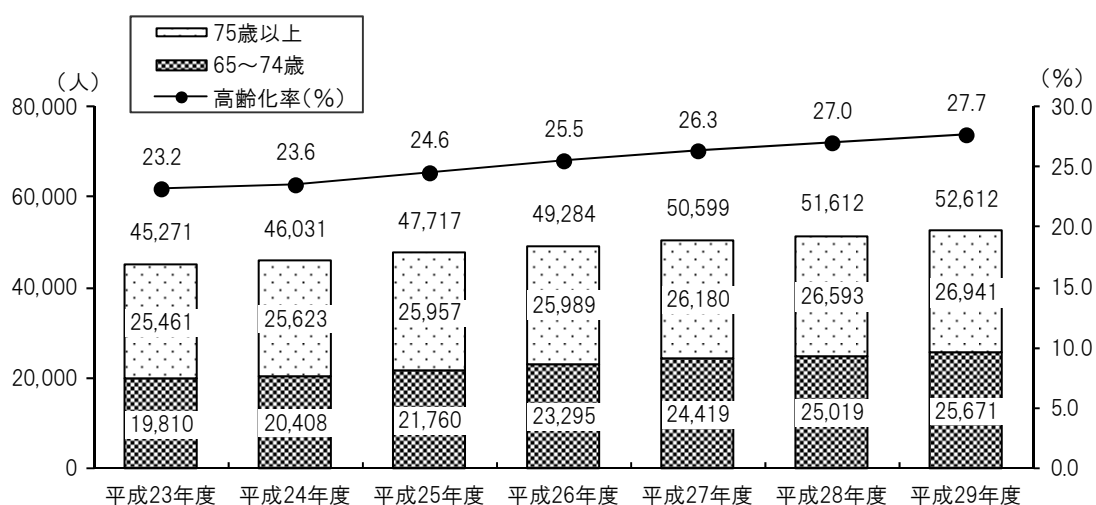
資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成30年推計)

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口をみると、平成29年度は52,612人、高齢化率は27.7%で、近年は緩やかな増加で推移しています。そのうち、75歳以上（後期高齢者）の割合は、65～74歳（前期高齢者）をやや上回っていますが、おおむね二分されています。また、団塊世代が75歳以上に移行する2025年度では、平成29年度に比べ約4,000人増加すると予測されています。

【高齢者人口の推移】



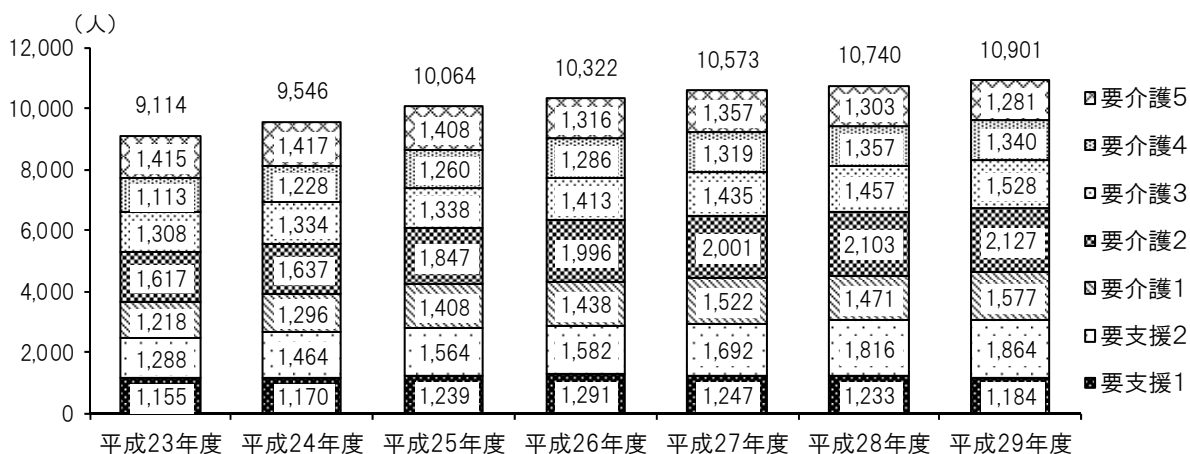
資料：平成23年度は鳥取県年齢別人口推計(10月1日現在)、平成24～29年度は住民基本台帳(9月末現在)

(2) 要介護等認定者数の推移

介護保険の対象者となる、要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者の総数は、平成29年度で10,901人となっており、近年は緩やかな増加で推移しています。

要介護度別でみると、要介護2が最も多く、次いで要支援2の順となっています。

【要介護等認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

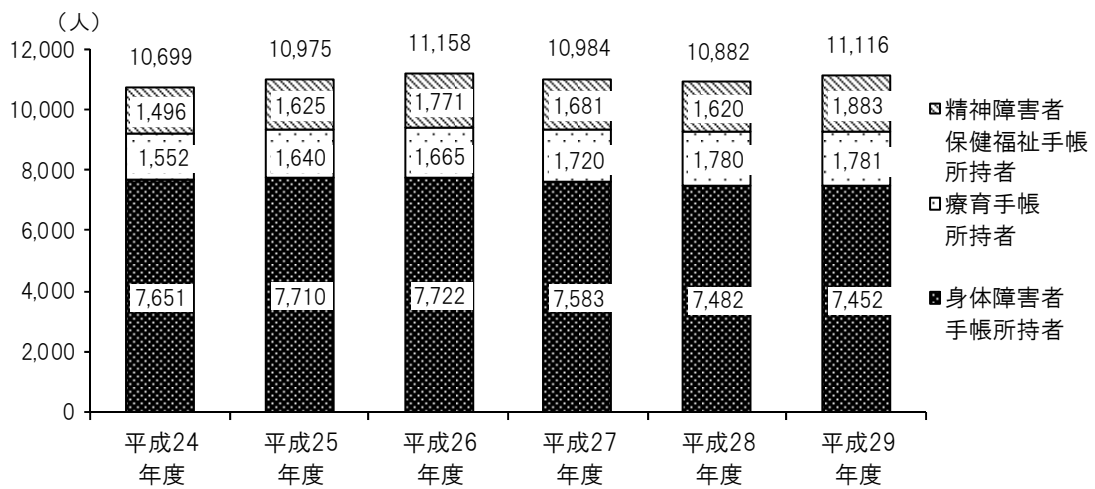
3 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数は、平成29年度において11,116人となっており、近年は緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

手帳の種類別でみると、平成29年度では「身体障害者手帳所持者数」が7,452人と最も多く、全体の約7割(67.0%)を占めています。「療育手帳所持者数」は1,781人(全体に占める構成比16.0%)、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は1,883人(同16.9%)となっており、平成24年度からの推移では、「療育手帳所持者数」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者数」の増加が目立っています。

【障がい者手帳所持者数の推移】



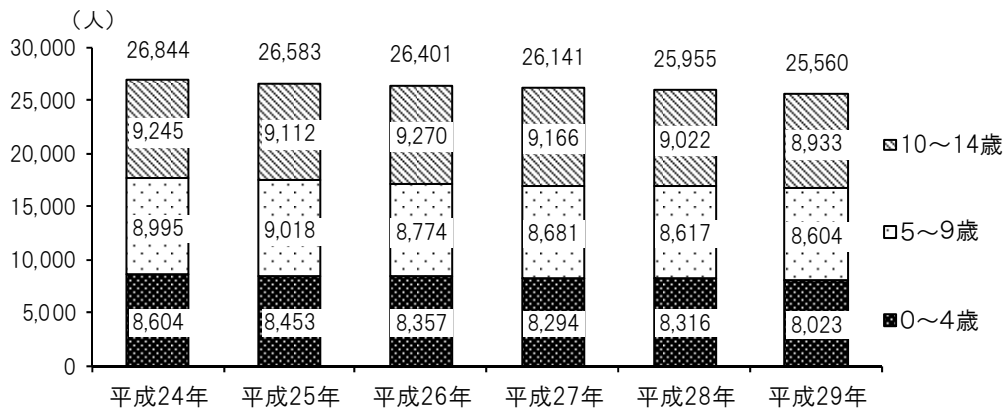
資料:障がい福祉課(各年4月1日現在)

4 子どもの状況

(1) 子どもの人口

本市における年少人口は、緩やかな減少で推移しており、平成29年3月末日現在では25,560人となっています。平成24年に比べ約1,300人の減少となっており、特に0～4歳の年齢層で減少が目立っています。

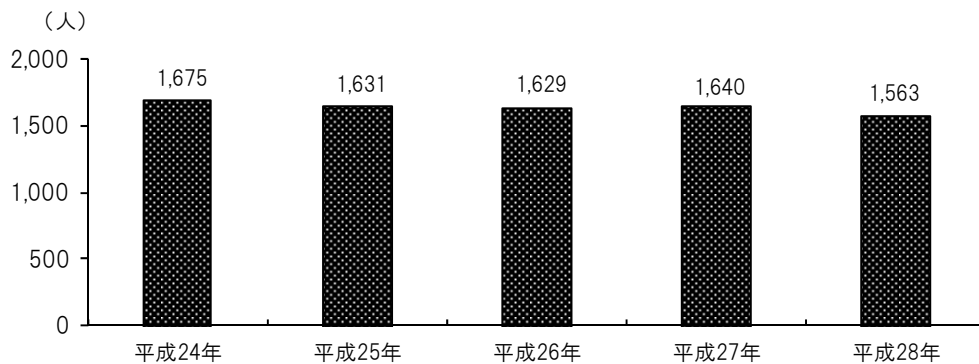
【子どもの人口推移】



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)(平成24年は外国人を含まないが、平成25年以降は外国人を含む)

年間出生数についてみると、平成27年は増加に転じましたが、平成28年では1,563人と減少で推移しています。

【年間出生数の推移】



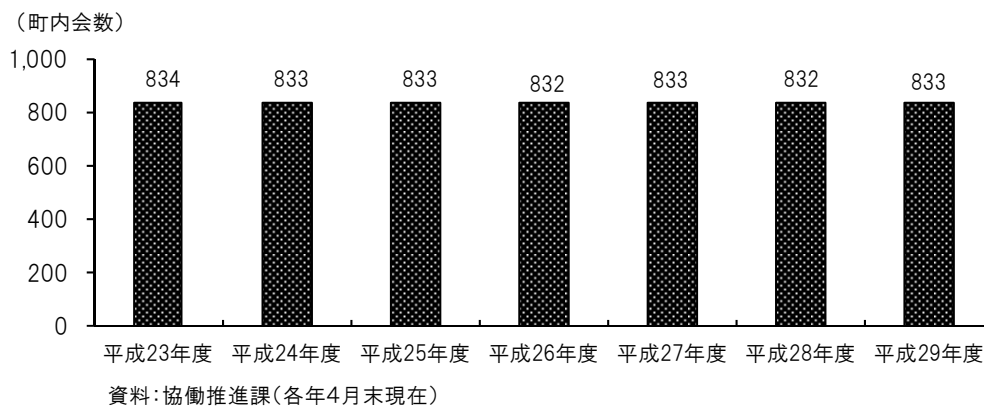
資料：人口動態調査

5 地域の状況

(1) 町内会数の推移

鳥取市自治連合会加入の町内会数は、大きな変動なく推移しており、平成29年度は833の町内会が組織されています。

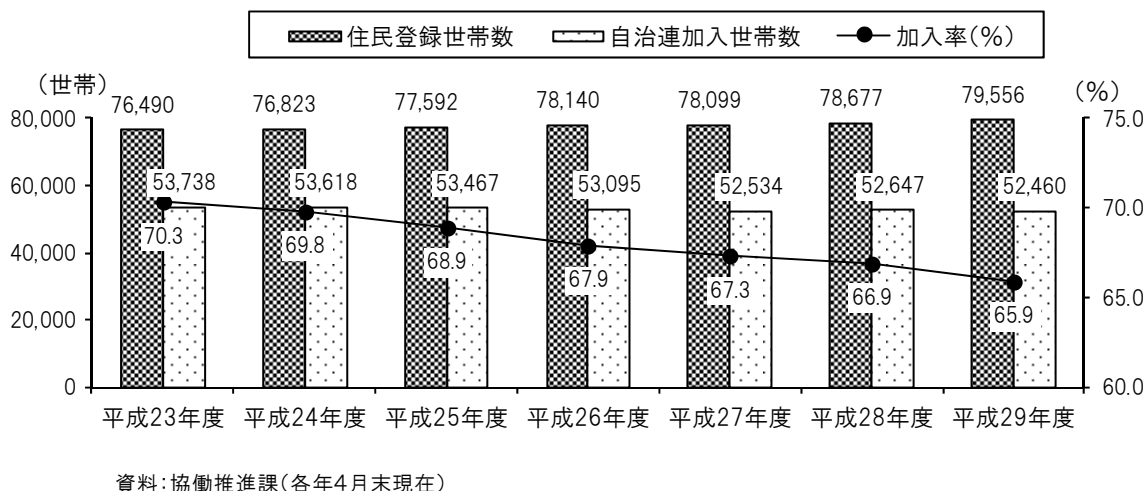
【町内会数の推移】



(2) 加入世帯数の推移

本市の住民登録世帯数をみると、緩やかな増加で推移しており、平成29年度で79,556世帯と、平成23年度から約3,000世帯増加しています。一方、鳥取市自治連合会加入の世帯数は、平成29年度で52,460世帯と減少傾向にあり、加入率は65.9%となっています。

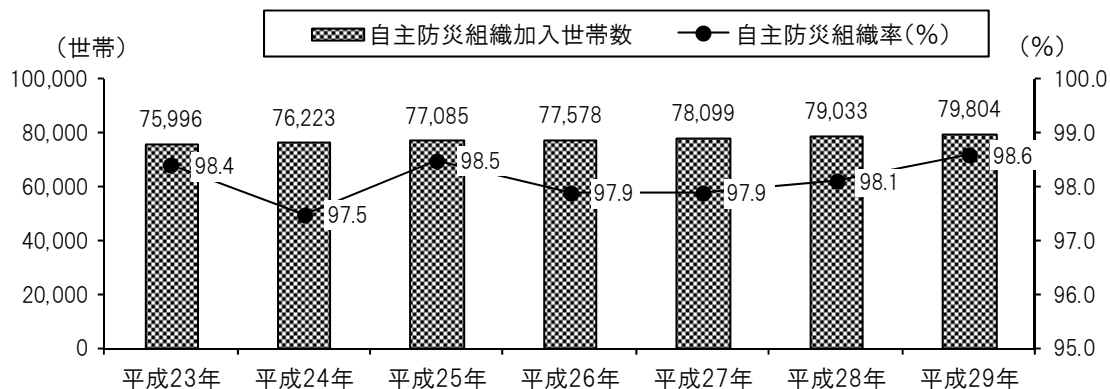
【自治連加入世帯数の推移】



(3) 自主防災組織加入世帯数の推移

自主防災組織加入世帯数については、緩やかな増加で推移しており、平成29年は79,804世帯となっています。また、自主防災組織率も増加傾向にあり、平成29年は98.6%となっています。

【自主防災組織加入世帯数の推移】



資料：危機管理課(各年3月末現在)

6 社会福祉協議会の活動状況

(1) 社会福祉協議会会員数等の推移

社会福祉協議会の一般会員数は、平成28年度において48,839世帯、加入率は62.1%となっており、近年は緩やかな減少で推移しています。

賛助会員数、特別会員数はともに減少で推移していましたが、平成28年度はやや増加に転じています。また、愛の訪問協力員は減少傾向にありますが、となり組福祉員は増加傾向にあります。

【社会福祉協議会会員数等の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減率 (%)
一般会員数(世帯)	49,546	49,470	49,277	49,003	48,839	-1.4
加入率(%)	64.2	64.2	62.7	62.3	62.1	-3.3
賛助会員数(世帯)	3,650	3,595	3,521	3,305	3,335	-8.6
特別会員数(世帯)	127	115	112	104	109	-14.2
愛の訪問協力員(人)	1,374	1,370	1,309	1,280	1,232	-10.3
となり組福祉員(人)	1,655	1,694	1,737	1,737	1,809	9.3

注：増減率は、平成24年度を基準とした場合の平成28年度の増減割合を示す。

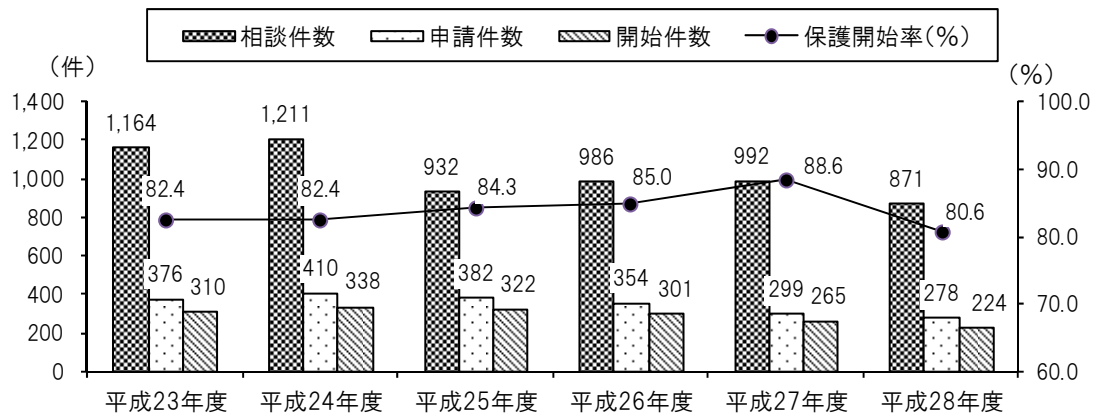
資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

7 福祉的課題を抱えている人の現状

(1) 生活保護相談件数等の推移

本市の生活保護相談件数は、平成24年度をピークに減少しており、平成28年度は871件となっています。また、保護開始率については、微増で推移していましたが、平成28年度は80.6%と低下しています。

【生活保護相談件数等の推移】



資料：生活福祉課(各年3月末現在)

(2) 生活保護世帯数・人員等の推移

本市の生活保護世帯数は、緩やかな増加で推移していましたが、平成28年度は2,260世帯と減少しています。また、保護人員も平成26年度をピークに減少に転じています。世帯類型別では、高齢者の割合が微増傾向にあり、平成28年度では4割以上を占めています。

【生活保護世帯数・人員等の推移】

(単位：世帯)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活保護世帯数*	1,909	2,049	2,169	2,252	2,284	2,260
高齢者	662	723	788	849	912	976
構成比(%)	34.7	35.3	36.3	37.7	39.9	43.2
母子	122	136	147	154	149	126
構成比(%)	6.4	6.6	6.8	6.8	6.5	5.6
傷病障がい者	810	657	698	682	651	613
構成比(%)	42.4	32.1	32.2	30.3	28.5	27.1
その他	301	522	521	545	553	527
構成比(%)	15.8	25.5	24.0	24.2	24.2	23.3
保護人員(人)	2,818	3,085	3,261	3,364	3,315	3,216

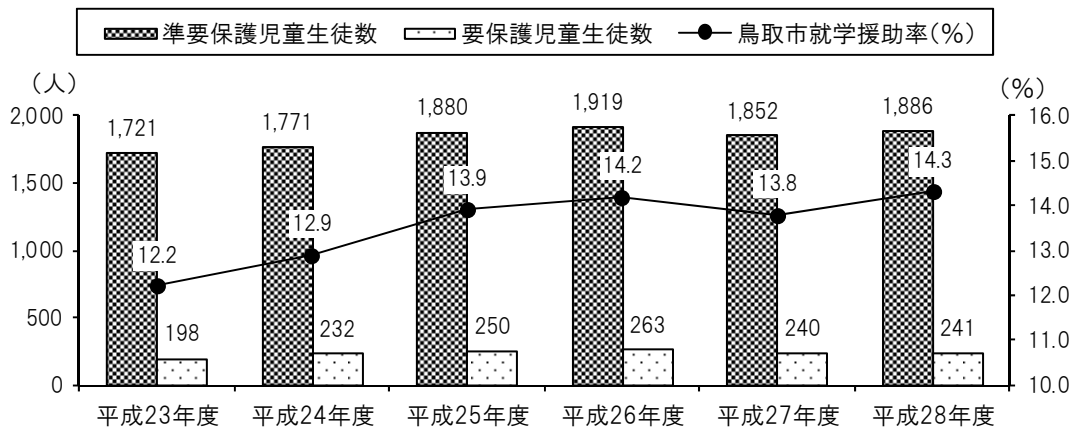
※停止中を含まない

資料：生活福祉課(各年3月末現在)

(3) 就学援助を受けた児童・生徒数

準要保護児童生徒数は、平成28年度は1,886人と、近年は緩やかに増減しながら推移しています。また、要保護児童生徒数は、平成26年度をピークに減少しており、平成28年度は241人となっています。一方、就学援助率は、平成23年度から増加したものの、近年は緩やかに増減を繰り返しながら推移しています。

【就学援助を受けた児童・生徒数の推移】

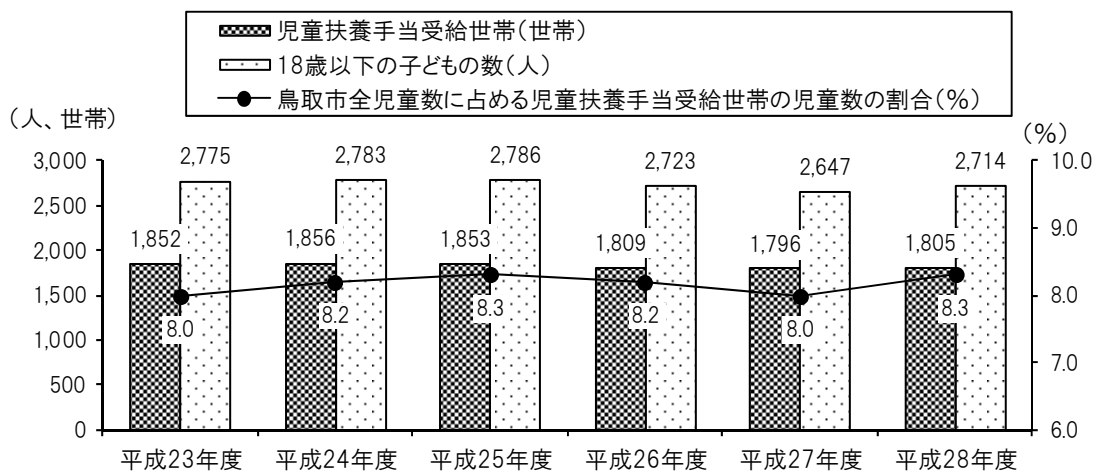


資料:こども家庭課

(4) 児童扶養手当受給世帯とその子どもの数

本市の児童扶養手当受給世帯は、平成28年度は1,805世帯となっており、そのうち18歳以下の子どもの数については、微減で推移していましたが、平成28年度は2,714人と増加に転じています。また、児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、平成28年度は8.3%となっています。

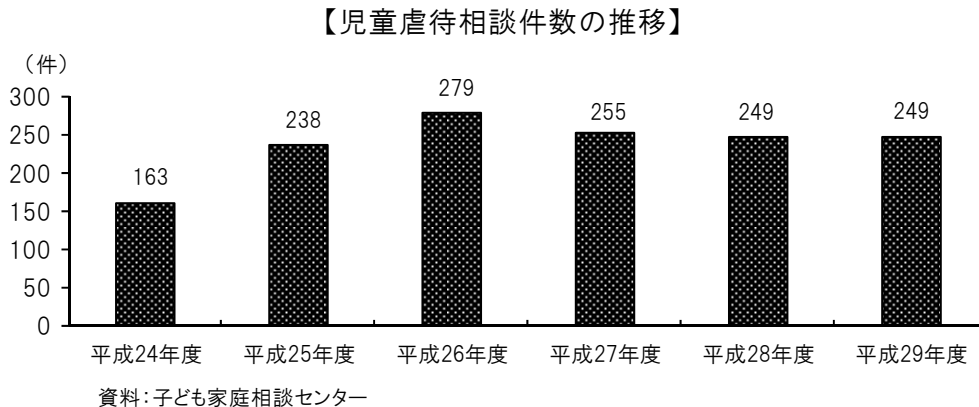
【児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移】



資料:こども家庭課

(5) 児童虐待の状況

本市の児童虐待相談件数についてみると、増加で推移していましたが平成26年度をピークに減少に転じ、平成29年度では249件となっています。



(6) 高齢者虐待の状況

本市の高齢者虐待の状況については、平成28年度の通報受理件数は40件となっており、近年は増減を繰り返しながら推移しています。そのうち、短期宿泊による対応件数、措置件数ともに1件となっています。

【高齢者虐待の状況】

(単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
通報受理件数	42	27	39	29	34	40
短期宿泊による対応件数	不明	0	1	4	1	1
措置件数 [※]			5	4	1	1

※措置については平成25年度より実施。

資料：長寿社会課

(7) 障がい者虐待の状況

本市の障がい者虐待の状況については、相談・通報・届出受理件数、虐待事例件数ともに減少傾向にあり、平成28年度では、ともに5件となっています。

虐待の内訳をみると、平成28年度では、身体的虐待が3件と最も多く、次いで性的虐待、放棄・放任が各1件となっています。

【障がい者虐待の状況】

(単位:件)

		平成24年～ 平成26年 ^{注1}	平成26年～ 平成27年 ^{注2}	平成27年度 ^{注3}	平成28年度 ^{注4}
相談・通報・届出受理件数		20	15	9	5
虐待事例件数		9	8	4	5
虐待の 種類	身体的虐待	5	3	0	3
	性的虐待	1	0	3	1
	心理的虐待	1	2	2	0
	放棄・放任	0	3	0	1
	経済的虐待	3	2	0	0

注:1件の事例に対し複数の種別が該当する場合があるため、虐待事例件数と一致しない。

注1:平成24年10月～平成26年2月10日

注2:平成26年2月11日～平成27年3月20日

注3:平成27年4月～平成28年1月

注4:平成28年4月～平成29年1月

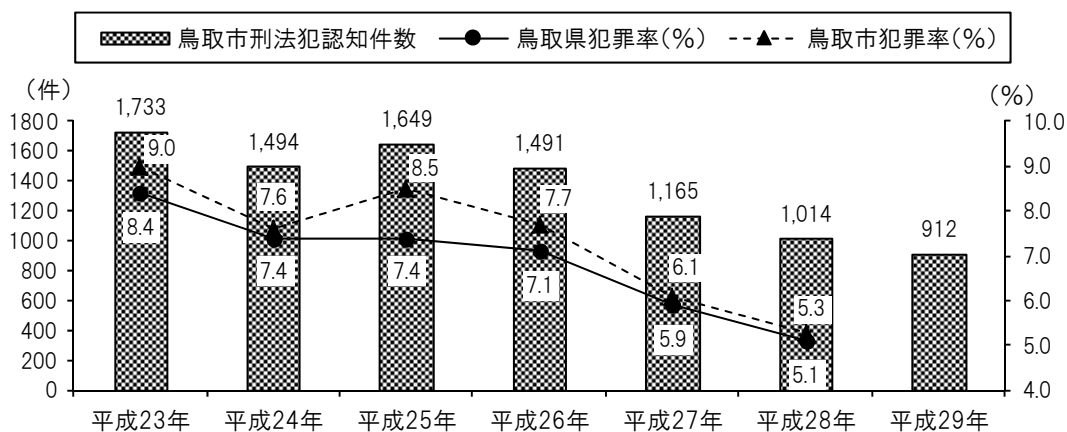
資料:障がい福祉課

8 犯罪の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数は、平成26年以降減少しており、平成29年は912件と平成23年に比べおよそ半数となっています。本市の犯罪率は、鳥取県をやや上回って減少で推移しており、平成28年は5.3%となっています。

【刑法犯認知件数の推移】

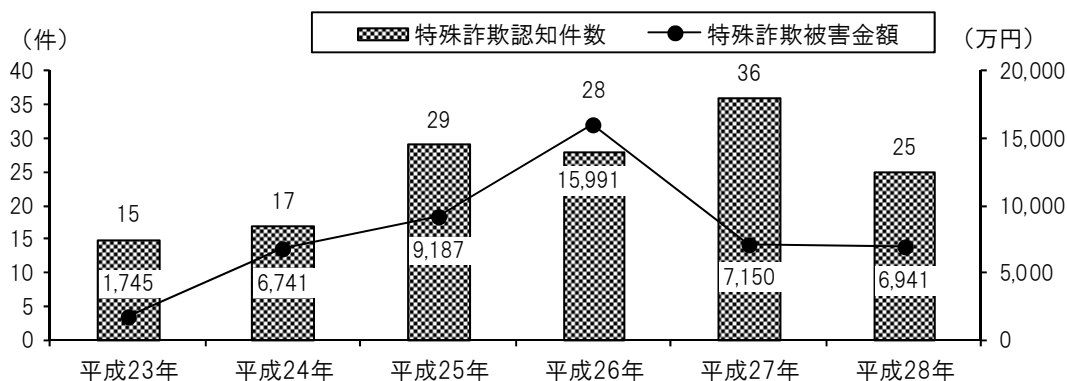


資料:危機管理課

(2) 特殊詐欺認知件数の推移

本市の特殊詐欺認知件数は、近年は増加傾向にあり、平成27年は36件と過去5年で最も多くなっていますが、平成28年は25件と減少しています。特殊詐欺被害金額については、平成26年は約16,000万円と最も多くなっていますが、平成27年は大きく減少し、平成28年は約7,000万円とほぼ横ばいで推移しています。

【特殊詐欺認知件数の推移】



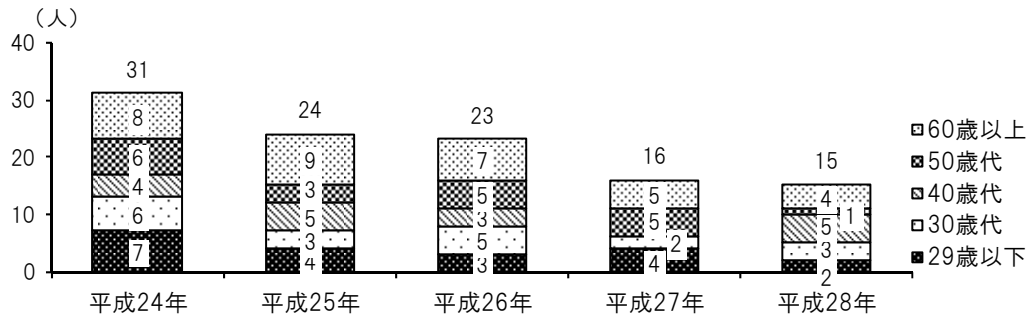
資料:危機管理課

9 自殺者数の推移

(1) 男性

本市の自殺者数の推移を性別で見ると、男性は平成24年に比べ大きく減少しているものの、平成28年には40歳代、60歳以上に多くみられます。

【自殺者数の推移（男性）】

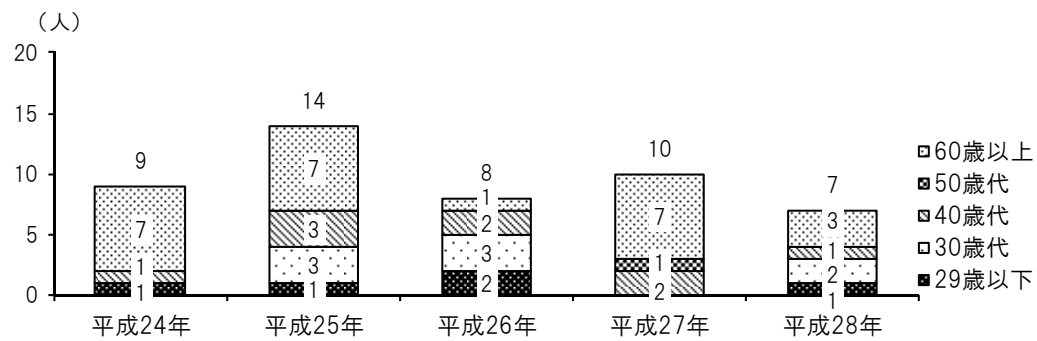


資料：人口動態調査

(2) 女性

女性の自殺者数については、年次によって変動がみられるものの、60歳以上の年齢層が多くなっています。

【自殺者数の推移（女性）】



資料：人口動態調査

第4章 本市の現状等からみる地域福祉の課題

本計画の策定に当たって実施した、アンケート調査及びグループインタビュー調査の結果から読み取れる、本計画策定に当たっての課題を整理しました。

1 地域共生社会の周知と広報・啓発の推進

- アンケート調査では、地域との関わりの機会については、年齢が高い層ほどよく近所付き合いをしているものの、若い年齢層では近所付き合いは減る傾向にあります。グループインタビュー調査においても、「住民同士のつながりが希薄」という意見が目立ちました。市民一人ひとりが地域との関わりを持てる仕組みを検討していくことが必要です。そのためには、地域福祉の活動内容についての広報・啓発を充実するとともに、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の意義を幅広く周知していくことが必要です。
- アンケート調査では、福祉活動等に関する情報入手先については、「市社協だより（さざんか）」は約2割となっており、地域福祉についてさらなる周知を図るため、広報・啓発活動の推進が必要であるとともに、年齢層により情報入手方法に差がみられるため、様々な媒体を活用した情報発信が求められます。

2 わかりやすい情報提供と福祉意識の醸成

- アンケート調査では、3割以上が地域の人とのつながり意識が「強いほうだと思う」と回答している一方、約半数は「弱いほうだと思う」と回答しています。また、地域の課題や問題については、「住民同士のまとまりや、助け合いが少なくなっている」という意識が多く持たれています。
- 地域とのつながりや地域活動への参加は、地域の課題の発見をはじめ、本市や社会福祉協議会の取組の認知度向上につながると考えられます。市民の地域活動への参加促進を図るため、本市や社会福祉協議会で実施している福祉施策や地域活動について、よりわかりやすく情報提供していくことが必要です。
- さらに、参加を継続させていくために、例えば、子育て中の保護者向けや高齢者を介護する家族向けなど、参加者の関心や生活状況に応じた活動の紹介等を図っていく必要があります。
- できるだけ年齢の若い時期から、地域とのふれあい・交流や助け合い・支え合い、また「我が事・丸ごと」の考え方について学べる機会を多く持つことで、地域との関わりの強化と助け合いの意識を醸成していくことが重要です。

3 地域活動への参加促進

- アンケート調査では、地域活動への参加状況については、「自治会（町内会・集落）活動」が半数を占めている一方、約2割は「参加したことがない」と回答しています。特に、若い年齢層ほど「仕事を持っているので時間がない」や「きっかけがない」「人間関係がわずらわしい」といった理由を背景に、「参加したことがない」割合が増える傾向にあります。隣近所の付き合いをはじめ、町内会・自治会への加入や地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会・場でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。
- 福祉課題に対する住民相互の支え合い・助け合いの必要性については、8割以上が「必要だと思う」と回答していますが、そうした活動への今後の参加意識は高いとは言えない状況です。特に、30～40歳代で参加意向が低くなっています。住民相互の支え合い・助け合いに幅広い年齢層の参加を促進するためには、参加しやすい・負担の少ない活動内容を検討していく必要があります。

4 地域の交流拠点づくり

- グループインタビュー調査では、「住民の交流の場が少ない」「地域における居場所づくり、啓発活動が重要」「公民館があっても車等で行く手段がない」といった意見があげられ、制度の狭間にある人、自ら相談に行けない人への支援などが求められています。普段から近所で声を掛け合うなどの取組をはじめ、仲間づくりの促進や交流の場の充実が必要です。

5 参加しやすい環境と活動のきっかけづくり

- アンケート調査では、地域活動の活発化に向けて有効と思う取組については、「気軽に参加できる体制づくり」を筆頭に、「自治会・町内会等の活動の活性化」「身近に参加できる活動の場づくり」「立ち話や情報交換ができるようなご近所同士の関係づくりの強化」などが多く回答されています。
- グループインタビュー調査では、活動分野における問題点として「次代を担うボランティアの確保が難しい」「一人暮らし高齢者の生活支援が必要」「子育て支援サークルの参加者やスタッフが減少している」などの意見があげられています。福祉を支える担い手の育成に向けて、子どもも保護者も元気な高齢者も、積極的にボランティア活動等に参加できる環境づくりが必要とされています。

6 福祉を支える担い手の育成

- アンケート調査では、地域の話合いの場への今後の参加意向については、約半数が「参加したくない」と回答しており、特に、若い年齢層ほどその回答が増える傾向にあります。
- グループインタビュー調査では、「会員や参加者を増やすための工夫」「次代の担い手確保など、会員の高齢化対策」などが必要とされており、地域活動を担うメンバーの高齢化が進む一方、新しい人や若い年齢層の参加が少ない点が問題としてあげられています。

- ・今後は、少子高齢化のさらなる進行を見据えて、福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、福祉について話し合う場の確保と人材育成活動が重要です。特に、若い年齢層にも地域活動に関心が持てるよう、地域活動の活性化に向けた支援を充実していくとともに、地域の担い手となるリーダー人材の養成や担い手の育成が必要とされています。

7 福祉のネットワークづくり

- ・アンケート調査では、福祉関係団体等が行う社会貢献活動として、「地域住民の困りごとへの相談対応」をはじめ、「高齢者・子どもなどの見守り活動」「通院や買物などの移動支援」「災害時・緊急時の支援」「地域住民との交流」など、様々な支援が期待されています。また、本市や社会福祉協議会が力を入れるべき福祉施策については、「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口の充実」をはじめ、「困りごとを抱えた人に気付き、早期支援につなげる仕組みづくり」などが求められています。
- ・グループインタビュー調査では、地域福祉関係団体・関係機関と行政との情報の共有化、連携の強化（ネットワークづくり）の必要性があげられています。また、地域の横のつながりを強化（団体同士の連携など）することにより、地域福祉活動への参加者を増やしていくことが必要とされています。
- ・地域において課題を抱える人を的確に把握し（気付き）、早期の対応を図るためには、行政と関係機関そして地域住民との連携など、地域全体による見守りが重要です。多様な関係機関が連携し、支援を必要とする人に対して適切な支援を行っていくため、地域のあらゆるところにも目が届く仕組み（ネットワーク）を構築していく必要があります。

8 相談支援体制の充実

- ・アンケート調査では、年齢によって悩みや不安に差がみられます。困った時の相談先については、家族をはじめとする身近な人が多くを占め、市役所等の相談窓口の利用は相対的に少なくなっています。
- ・グループインタビュー調査では、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援に加え、生活困窮、引きこもりや虐待、移動支援、地域医療、DVや人権、防犯・防災など、地域が抱える課題は多岐にわたり、さらに、それらが複合的に課題となっている点が指摘されています。複合的な悩みを抱える人が増えている現状において、相談窓口においては、相談のあった福祉課題を一面的に検討するのではなく、個々のニーズに応じて、総合的な視野で検討し、適切なサービス等につなぐことが必要とされています。
- ・本市や社会福祉協議会には、地域活動のコーディネーターとしての役割が求められています。また、「地域の団体における、会員同士の交流の充実及び会員以外（他団体やサークル等）との情報交換、交流への取組」が必要とされています。
- ・そのため、個々の悩みをサービス等の利用へとつなげていけるよう行政・地域で相談支援体制を充実していくことが重要です。

- ・相談先がわからないことにより悩みを抱え込むということがないよう、相談機関を広く周知するとともに、地域の相談から専門的な相談そして支援へとつながるよう地域との情報共有が必要です。また、市民一人ひとりの年齢や性別、生活状況によって悩みは多様であるため、それぞれの分野の専門的な相談に対応できる体制づくりも重要です。

9 権利擁護の推進

- ・高齢者や障がい者が地域生活を継続していく上で、判断能力やコミュニケーション能力が不十分であることから、財産管理や制度・サービスの利用などにおいて様々な権利の侵害を受けることがあります。平成28年5月には「成年後見制度利用促進法」が施行され、各自治体に同法に基づく利用促進計画の策定が努力義務化されました。
- ・今後も引き続き、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる方の早期発見など、権利擁護に関する取組の強化が必要とされています。

10 災害時の支援体制づくりと防犯対策の充実

- ・アンケート調査では、災害発生時には高齢になるほど手助けが必要とされており、身近な地域に住む人とのつながりが重要です。日頃から防災訓練の実施や自主防災組織の充実など、地域の防災体制の強化を図っていく必要があります。
- ・避難行動要支援者については、地域での情報共有や要支援者台帳への登録など、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組みしていくことが必要とされています。
- ・防災に限らず、防犯や交通安全など、安心して安全な生活環境と地域づくりのためには、個人情報の扱いに配慮しながら、見守り活動や支え合い活動の推進が必要とされています。

11 生活困窮への支援

- ・アンケート調査では、経済的に困った時に必要とする支援体制として、「相談体制の充実」をはじめ「就労支援」「子どもの学習・進学支援」などが求められています。
- ・生活困窮の不安を抱えている人をはじめ、引きこもりや虐待、DV等様々な福祉課題に対しては、より複雑化・深刻化する前に、自立の促進や支援を図ることが必要とされています。相談窓口から就労支援や家計相談、児童相談所との連携など、支援へとつなげられる、きめ細かな相談支援の体制づくりを進めることが必要です。

12 福祉サービスの充実

- ・福祉サービスは、高齢者を対象とした各種サービスをはじめ、介護保険に関するサービス、障がい福祉に関するサービス、子育て支援サービスなど、様々な分野にわたっています。グループインタビュー調査では、福祉サービスに対して、申請時におけるインターネット利用の検討などの支援内容の充実などが求められています。相談窓口においては、個々の状況やニーズに応じて適切なサービス支援へとつなぐ必要があることから、今後は関係機関との連携の強化が重要な課題となっています。

- 高齢者や障がい者福祉、子育て支援などの福祉分野それぞれについて、住民同士や地域による「互助」の重要性は高まっています。アンケート調査では、地域福祉における行政と市民の関係については、「住民も行政も協力しあい、福祉の充実のために共に取り組むべきである」が最も多く、次いで「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである」となっており、行政による公助とともに「インフォーマルサービス^注」の充実が必要とされています。

注：【インフォーマルサービス】公的に位置付けられた福祉サービス以外の、住民同士による制度に基づかない非公式な地域の支え合い活動や支援のこと。例えば、日頃からのあいさつや声かけ活動、ボランティア活動、公民館等での交流活動、自主防災組織等による災害時の支援など。

13 人にやさしい生活環境の整備

- アンケート調査では、高齢者が安心して暮らしていくために必要とされる支援として、「認知症対策の充実と家族介護者への支援」に次いで、「利用しやすい交通機関の充実」「通院・買物などの移動支援の充実」などが多く回答されています。また、障がいのある方が安心して暮らしていくためには、「公共施設や民間施設、公共交通のバリアフリー化の推進」が最も重要とされています。子育て支援については、「子育てがしやすい職場環境づくり」に次いで、「安心して遊べる環境づくり」が必要とされています。
- 高齢、障がいなどにより、外出に不便が生じやすい方に配慮した公共交通網の整備、移動支援を行う福祉サービスの充実を図っていくことが必要とされています。
- あらゆる人にとって、外出・利用しやすい施設や交通を確保できるよう、地域や利用者の要望を把握しながら、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の整備を進めていくことが必要とされています。